

J A S 原案作成マニュアル

2025 年 2 月 版

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室

目 次

	頁
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 J A S 原案としての妥当性・・・・・・・・	2
(1) 国家規格とする必要性・・・・・・・・	4
(2) J A S 原案の技術的内容・・・・・・・・	5
(3) 知的財産権の取扱い・・・・・・・・	5
2 J A S 原案作成の手順及び留意点・・・・・・・・	6
(1) 事前相談・・・・・・・・	9
(2) プロジェクトチームの設置・・・・・・・・	9
(3) J A S 原案の作成・・・・・・・・	10
(4) 申出・・・・・・・・	11
(5) 申出後のフォローアップ・・・・・・・・	12
3 標準仕様書 (T S) について・・・・・・・・	13
(1) T S の内容・・・・・・・・	13
(2) T S 発行までの流れ・・・・・・・・	13
(3) T S としての妥当性の判断基準・・・・・・・・	13
【付録】 申出関連書類の様式	
(様式第 1 号) 事前調査表・・・・・・・・	16
(様式第 2 号) 日本農林規格の制定等の申出書・・・・・・・・	19
(様式第 3 号) 日本農林規格における特許権等の取扱いに関する声明書・・・	20
(様式第 4 号) 日本農林規格に係る著作権の取扱いに関する確認書・・・・・・・・	22
様式第 4 号の 1 : 国際規格 (I S O / I E C 等) を基礎としない場合	
様式第 4 号の 2 : 国際規格 (I S O / I E C 等) を基礎とする場合	
(様式第 5 号) プロジェクトチームメンバーの個人情報の保護について(報告)・	25

はじめに

本マニュアルは、日本農林規格等に関する法律（以下「JAS法」という。）の規定による日本農林規格（以下「JAS」という。）の制定又は見直し（以下「制定等」という。）の申出（以下単に「申出」という。）を行う予定の事業者、団体、都道府県等がJAS原案を作成する際の手順及び留意点をまとめたものです。

JAS法では、JASの制定等に当たっては、日本農林規格調査会（以下「JAS調査会」という。）の議決を経ることとされています。

申出予定者におかれては、JAS調査会がJASの妥当性の判断基準として定める「日本農林規格の制定・見直しの基準」（令和4年8月29日日本農林規格調査会決定。以下「制定・見直し基準」という。）に合致したJAS原案を作成されるよう、本マニュアルに則して作業を進められることを推奨します。

なお、本マニュアルは随時更新いたしますので、ご利用に当たっては、最新版のものをご参照ください。

1 JAS原案としての妥当性

JAS調査会がJASの妥当性の判断基準として定める制定・見直し基準は以下のとおりです。

JAS原案については、この基準に合致したものとなるように内容の検討及び調整をしていただく必要があります。

日本農林規格の制定・見直しの基準（抜粋）

1 JASの制定の基準

（1）次のいずれかに該当すること。（JAS法の目的に適合していること）

- ア 農林物資の品質の改善が図られること。
- イ 農林物資の生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化が図られること。
- ウ 農林物資に関する取引の円滑化が図られること。
- エ 農林物資に関する一般消費者の合理的な選択の機会の拡大が図られること。

（2）次のいずれにも該当すること。（JASとして欠点がないこと）

- ア 特定者間のみで生産又は取引されることが想定されるものに係るものでないこと。
 - イ 需要構造の変化等によってその利用が著しく縮小していないこと。
 - ウ 規格化すべき内容及び目的に照らし、必要十分な規定内容を含んでいること。
- また、その規定内容が現在の知見から見て妥当な水準となっていること。

エ J A S 案の内容と既存の J A S の内容との間で著しい重複又は矛盾がないこと。

オ J A S 案の内容と同等の国際規格が存在する場合又はその策定が見込まれる場合であって、当該国際規格等との整合化について、適切な考慮が行われていること。

カ 対応する国際規格が存在しない場合、当該 J A S の制定が輸出入に及ぼす影響について、適切な考慮が行われていること。

キ J A S 案中に特許権等を含む場合であって、特許権者等による非差別的かつ合理的条件での実施許諾を得られると見込まれること。

ク J A S 案が海外規格その他他者の著作物を基礎としたものである場合、その著作権に関する著作権者との調整が行われていること。

ケ J A S 案について、利害関係者等との意見調整が図られていること。

コ 強制法規技術基準・公共調達基準との関係について、適切な考慮が行われていること。

サ 農林水産政策の目的に合致していると認められること。

2 J A S の見直しの基準

(1) J A S の改正の基準

J A S の改正に当たっては、1 の基準により、その妥当性を判断するものとする。

また、当該基準に適合しなくなるおそれのある J A S については、当該基準に適合するよう改正を行うものとする。

(2) J A S の廃止の基準

1 の基準に適合しなくなった J A S であって、改正が困難であるもの又は J A S 法の規定に基づく申出により制定又は改正された J A S であって、申出者による適正な維持管理が行われていないものについては、廃止を検討するものとする。

(3) J A S の確認の基準

改正又は廃止を行わない J A S については、確認するものとする。

J A S 法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、農林水産分野において適正かつ合理的な規格を制定し、適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、飲食料品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずることにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する国内外における取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図り、もって農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

（日本農林規格の制定）

第3条 （略）

2 前項の規格は、農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を付することがないように制定しなければならない。

3・4 （略）

J A S 法施行規則（令和4年財務省・農林水産省令第3号）（抜粋）

（日本農林規格の制定又は確認等の申出）

第4条 法第4条第1項の規定による申出を行おうとする者は、同項の原案に係る農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不公正に差別をすることがないように当該原案を作成しなければならない。

（1）国家規格とする必要性

J A Sは、J A S法の規定により農林水産大臣（有機加工食品の規格については財務大臣及び農林水産大臣）が定める国家規格です。

このため、J A S原案についても、①J A S法の目的に適合しているものであるだけでなく、②公益性を有することが必要です。

この場合、公益性とは、社会・経済の基礎・基盤となる規格のほか、例えば、業全体の競争力の強化に直結する規格、新市場の創出など社会・経済への波及効果が期待される規格などが挙げられます。

なお、①及び②に適合するかどうかについては、その裏付けとなる客観的な

事実、データ等をもって示していただくことが必要となります。また、当該規格の見直しに当たっても裏付けとなる事実、データ等が必要となりますので、継続的に把握しておくことが必要です。

(2) J A S 原案の技術的内容

J A S 原案については、規格化すべき内容及び目的が明確であり、一定の性能等を担保するために必要な基準や、その性能を評価するための試験方法等、必要十分な規定内容を含んだものとなっている必要があります。

また、技術的なデータを収集、分析、検証して作成され、かつ、その技術的内容が現在の知見からみて妥当な水準となっていることも必要です。

特に、試験方法に関する J A S 原案を作成する場合は、試験結果の使用目的に応じて、当該試験方法が必要な性能を有しているか（例えば、測定値のばらつきが十分に小さいかなど）を確認することが必要となります。この場合、試験方法の妥当性の評価基準を示した国際的なガイドラインを参考にするなど、合理的な評価基準によって試験方法の性能を判断する必要があります。

なお、現時点では技術的に未熟なものであっても、技術的に開発途上であり、近い将来、妥当な技術的水準に達する可能性のあるものについては、標準仕様書（T S（3．参照））として公表できる可能性があります。

(3) 知的財産権の取扱い

J A S 原案の作成に当たっては、利害関係者が不公正に差別されることがないように配慮する必要があります。

このため、特許権や著作権について、以下のように取り扱うことを推奨しています。

ア 特許権等の取扱い

J A S 原案の内容に特許権等（特許権、実用新案権（出願時のものを含む））を含む場合、特許権等の権利者又は出願人が「いかなる者に対しても非差別かつ合理的条件で当該特許権等の実施を承諾する」旨の声明書（様式第3号）を提出する必要があります。

J A S 原案を作成する場合は、関係する特許権等について調査を実施するとともに、特許権等があった場合に特許権者等からの声明書の提出が可能かどうかを確認してください。

イ J A S の著作権の取扱い

(ア) J A S 原案については、J A S を広く国民一般に普及させる観点から、制定等された J A S を不特定多数の第三者が無条件で利用できることについて、全ての著作権者（提案しようとする J A S 原案の基礎となる規格等の著作権者を含む。）の了解を得ていただくことを推奨しています。

このため、提案者は、J A S 原案の作成に当たっては、著作権の所在を明確にするとともに、申出に際し日本農林規格に係る著作権の取扱いに関する確認書（様式第 4 号）を提出いただくことになります。

(イ) これらの著作権者等の了解が得られない場合は、制定等された J A S の内容の告示は行いません。

2 J A S 原案作成の手順及び留意点

J A S 原案の作成から申出を経て、J A S が制定等されるまでの一般的な流れは、図 1 のとおりです。

なお、申出による J A S の制定等に当たっては、J A S 制度を所管する農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室（以下「J A S 室」という。）及び（独）農林水産消費安全技術センター（以下「F A M I C」という。）規格調査部並びに当該品目・事業を担当する農林水産省担当課（以下「担当課」という。）が、J A S 原案の作成を含め、総合的にサポートします。

J A S 法（抜粋）

第 4 条 都道府県又は利害関係人は、主務省令で定めるところにより、原案を添えて、日本農林規格を制定すべきことを主務大臣に申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出を受けたときは、速やかに、その申出について検討を加え、その申出に係る日本農林規格を制定すべきものと認めるときは、日本農林規格の案を作成し、これを審議会に付議するものとし、その制定の必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を当該申出人に通知しなければならない。

3 （略）

J A S 法施行規則（抜粋）

第 5 条 法第 4 条第 1 項（法第 5 条において準用する場合を含む。）の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書をもってしなければならない。ただし、日本農林規格の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする日本農林規

格を原案とみなす。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所並びに申出人の従事している事業の種類とその内容
- 二 制定又は確認等をしようとする日本農林規格に係る農林物資の種類又は当該農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは法第2条第2項第4号に掲げる事項の区分及び制定、確認、改正又は廃止の別
- 三 制定、確認、改正又は廃止の理由
- 四 当該申出に係る原案に係る農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向に関する調査の結果の概要
- 五 制定又は改正の申出のときは、当該申出に係る原案に実質的に利害関係を有する者の意見の概要

■ JAS等制定の流れ

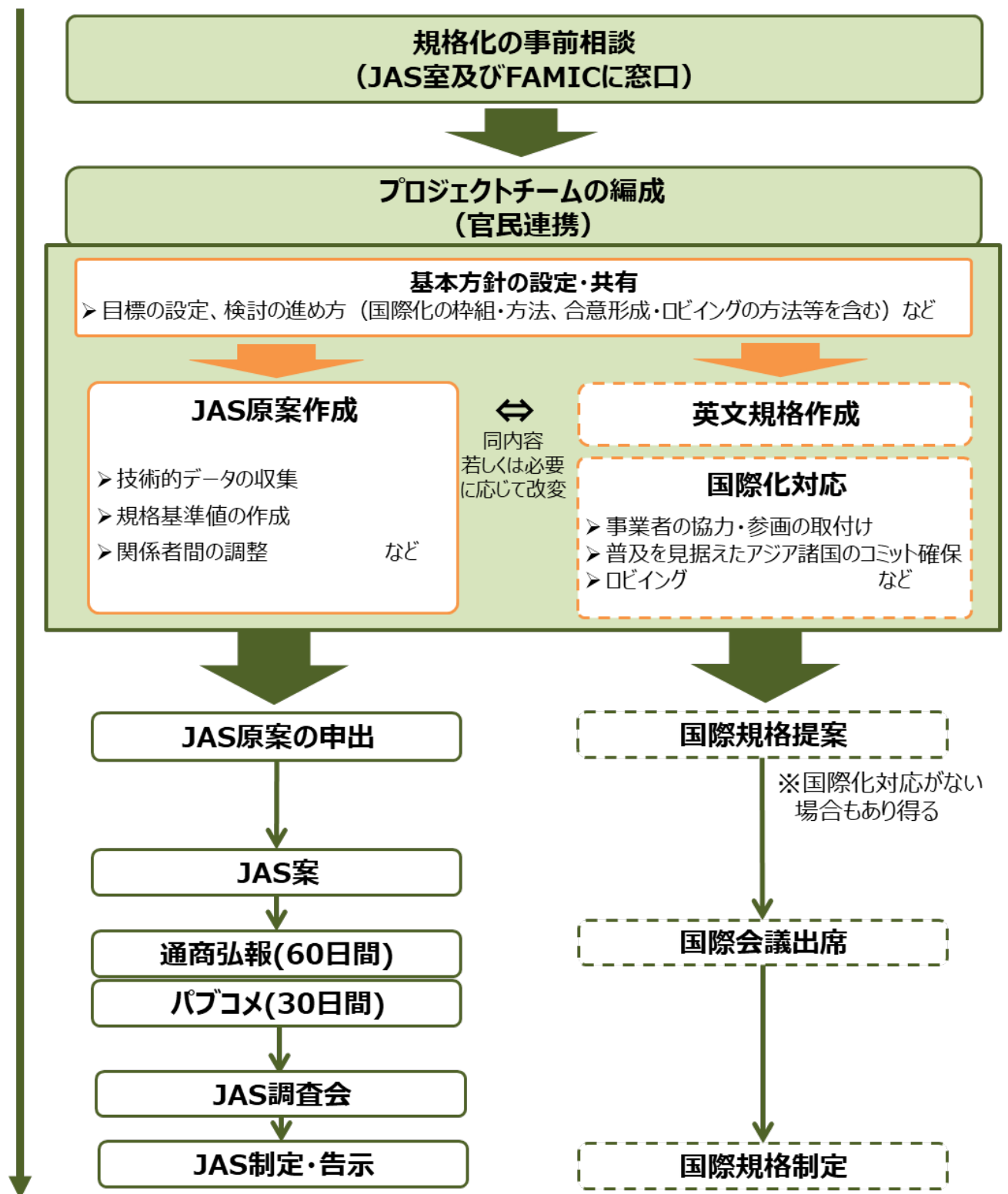


図1 JAS等の制定等までの一般的な流れ

(1) 事前相談

JAS室及びFAMICでは、JAS原案の作成の適正化及び効率化と重複申出の回避のため、正式に申出を行う前の相談（以下「事前相談」という。）を随時受け付けています。提案者には、事前相談をしていただくことを推奨しています。

事前相談の段階では、JAS化の目的、対象、方向性等を十分に整理し、その整理を踏まえた調査表（様式第1号。以下「事前調査表」という。）を提出いただきます。事前調査表に記載する内容は、以下の項目となります。

- ・ 申出者等情報
- ・ JAS原案の番号及び名称
- ・ 制定・改正の内容に関する事項
- ・ 当該商品・技術を巡る状況
- ・ JAS原案の著作権に関する情報
- ・ 国際提案の予定
- ・ その他

JAS室では、事前調査表を確認し、JAS原案の作成を推進する場合には、その旨を提案者に通知するとともに、JASの制定・見直しに関する作業計画に、手続の進捗状況を掲載し、ホームページ等で公表します。

JASの見直しに当たっては、見直し期限を踏まえた検討スケジュールを考慮し、見直し作業に着手する旨の連絡をJAS室又はFAMICにしてください。

(2) プロジェクトチームの設置

JAS原案については、実際に運用可能かどうかを含め適正な技術的内容となっているかどうかを客観的に判断すること、国際規格、知的財産権、強制法規、農林水産政策等との整合を確保すること、利害関係者等との意見調整が図られていること等が必要となります。

このため、JAS原案の作成に当たっては、以下のようなメンバーで構成されるプロジェクトチーム（以下「PT」という。）によって検討・調整を行っていただくことを推奨しています。

ア メンバーの資格

- (ア) 審議の対象となる事項について広い知識を有し、かつ、豊富な技術的経験を有する者
- (イ) 関係JAS及び関係内外規格等の内容に精通している者

(ウ) 組織を代表して意見を反映し得る者

イ メンバー構成

(ア) 制定しようとする J A S 原案に利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）及び中立者それぞれの属性のバランスを考慮して決定します。ただし、利害関係者を特定し難い J A S 原案の作成に当たっては、メンバー全てを中立者として構成して差し支えありません。

(イ) 一般に、次に掲げる者は利害関係者に該当します。

i 標準的な品質・方法をオープンにし、その標準への収れんを目的とする J A S の制定を目指す場合にあっては、広範な関係者の合意が必要と考えられるため、同種の品質・方法を有する者（一般的には、同種の品質・方法を有する者で構成される業界団体）

ii 特色ある品質・方法をオープンにし、標準的な品質・方法との差別化を目的とする J A S の制定を目指す場合にあっては、広範な関係者の合意が不要と考えられるため、同一水準の品質・方法を有する者

(ウ) 中立者については、必要に応じて、J A S 室、F A M I C、担当課、試験研究機関、学識経験者、（外国）認証機関、試験事業者、強制法規当局等の参画を求めます。これらの者は原則として中立者に該当します。

ウ 利害関係者の参加

内外の利害関係者から P T への参加要請があった場合は、透明性の確保のため、少なくともオブザーバーとして参加させることが必要です。

（３）J A S 原案の作成

P T では、J A S 室、F A M I C、担当課のサポートを受けつつ、基本方針を設定・共有し、具体的な規定内容の検討・調整を進め、J A S 原案を作成します。

国際規格の提案を行う場合には、英文規格も作成する必要があります。

ア 基本方針の設定・共有

(ア) J A S 原案の作成に先立ち、規格化の目的及び範囲、検討の進め方（スケジュール、作業内容、役割分担等）などの基本方針を P T で設定し、メンバー間で共有します。

特に、規格化の目的の設定・共有は重要です。

規格の対象・水準によって、規格制定の効果は大きく異なります。例

えば、有用な成分の含有量を基準とする場合、低水準に定めれば、一般に、規格を満たす商品の供給は増大する一方、市場からの評価は得られにくくなります。他方、高水準であれば、規格を満たす商品の評価は得られやすくなる一方、供給が抑制されて市場拡大や認知向上などの効果は限定的になります。

しかし、目的が不明確のままでは、J A Sとして何を基準として定めるか、その妥当な水準をどの程度にするか決めることが困難になります。このため、まずは規格化の目的を共有する必要があります。

- (イ) J A Sの国際的な認知・影響力を高めるため、国際化を目指す場合には、J A S原案の検討段階から、国際的枠組みをどう活用するか、海外の支持層作りやロビイングをどう進めるかなどについても方針を設定・共有しておくことが重要です。

なお、国際化には、I S O規格やC o d e x規格などの国際規格の制定のほか、J A Sそのものの海外での浸透・定着を図るといったことが考えられます。

イ J A S原案の検討・調整

- (ア) 基本方針に即し、J A S原案の作成に着手します。

技術的内容の根拠となる事実、データ等をヒアリング、文献調査、試験等により収集するとともに、国際規格、知的財産権、強制法規、農林水産政策等との整合を検証し、これらに基づいて作成した規格素案について、会議の開催、Eメールの活用等により協議・調整を重ね、J A S原案を作成していきます。

その際には、実際に運用可能かどうか検証することも必要です。

- (イ) なお、J A S原案の作成に当たっては、以下の点に留意してください。
- ・ 制定・見直し基準に沿ったものとする。
 - ・ P Tとしてコンセンサスの得られたものとする。
 - ・ J A S原案の様式は、「日本農林規格の規格票の様式及び作成方法に関する手引き」を参照し、規格の基本的構成要素を合わせた内容とすること。
- (ウ) 当該規格の国際化を視野に入れる場合には、英文規格、国際規格案の作成を行います。

(4) 申出

申出に当たっては、日本農林規格等に関する法律施行規則（令和4年財務

省・農林水産省令第3号)第5条に掲げる文書のほか、『日本農林規格の制定等の申出書』(様式第2号)、『日本農林規格における特許権等の取扱いに関する声明書』(様式第3号)、『日本農林規格に係る著作権の取扱いに関する確認書』(様式第4号)及び『プロジェクトチームメンバーの個人情報保護について』(様式第5号)を提出していただきます。なお、特許権等を所有又は管理する者が存在していない場合には、様式第3号の提出に代えてその旨の報告をいただきます。

なお、PTメンバーの名簿については、JAS調査会で配布され農林水産省ホームページで公表されることがありますので、個人情報の保護の観点から、すべてのメンバーに対し、その旨に同意するか否かを確認し、その結果を様式第5号をもって報告してください。すべてのメンバーの同意が得られない場合には、原則として、当該名簿の公表は行いません。

既に制定したJASは、JAS法第6条に基づき少なくとも5年に1回の見直しがあります。見直し期限の6ヶ月前までに申出をしてください。

(5) 申出後のフォローアップ

PTにおいて作成したJAS原案がJASとして制定等されるためには、利害関係の調整等のための通商弘報掲載やパブリックコメントの実施、JAS調査会の審議・議決を経る必要があります。

このため、申出後においても、提案者とJAS室とが協力してJASの制定等に取り組むこととなります。提案者の主な作業としては、

- ① JAS作成に必要な情報提供(技術的なデータ、著作権等に関する調整の状況、利害関係者の動向等)
- ② 通商弘報、パブリックコメントで寄せられた質問・要望への対応に必要な情報提供(①に同じ)
- ③ JAS調査会の審議への対応(具体的な規格の内容や技術的根拠等に関する審議委員への説明等)

が考えられます。

なお、国際規格案としてISO等への提案を目的としている場合には、提案者は、国際規格の制定に向け国際会議への参加や関係国へのロビイング等関係者と協力して取り組むこととなります。

また、JASは少なくとも5年に1回の見直しが必要です。提案者は、市場・技術的動向等を踏まえつつ当該JASが適切な内容を維持するよう、当該JASの改正を行うなどの適正な維持管理を行ってください。

※通商弘報とは、WTO／TBT協定に基づき、規格・認証に関する法律や規制を制定
或いは改定するに際し、事前に関係者にコメントを求める手続き。
※パブリックコメントとは、国の行政機関が政令や省令などの案をあらかじめ公表し、
広く国民から意見や情報を募集する手続き。

3 標準仕様書（TS）について

（１）TSの内容

JAS原案について、利害関係の調整が不十分である、技術的に開発途上にある等の理由から、JASの制定等に至らないものの、将来JAS制定等の可能性がある判断されるものにあつては、標準仕様書（以下「TS」という。）として公表できることとしています。

TSとして公表することにより、オープンな議論による関係者の意見の集約や、技術的な成熟を図り、JAS制定等を促進することとしています。

なお、TSは、発行後3年以内に見直しを行い、JASとする、更に3年延長する、又は廃止するものとしています。延長は原則として1回限りとしています。

※TSはTechnical Specificationsの略。

（２）TS発行までの流れ

TS発行までの一般的な流れは、図2のとおり、JAS原案として申出された後、

- ① JAS調査会の審議の過程で、TSとすることが妥当と判断される場合
 - ② 農林水産大臣がTSとすることが妥当と判断し、JAS調査会の同意を得た場合
- があります。

なお、JAS調査会の審議の結果、TSとする必要もないと判断されたJAS原案は、廃案となります。

（３）TSとしての妥当性の判断基準

TSとしての妥当性は、制定・見直し基準の1.の（２）のウ又はケの基準のいずれかに該当しない場合であっても、将来JAS制定を考えており、かつ、

- ① 想定される利害関係者との合意形成が図られる可能性があるか
 - ② 技術的な成熟が見込まれるか
- によって、判断されます。

■ TS（標準仕様書）制定の流れ

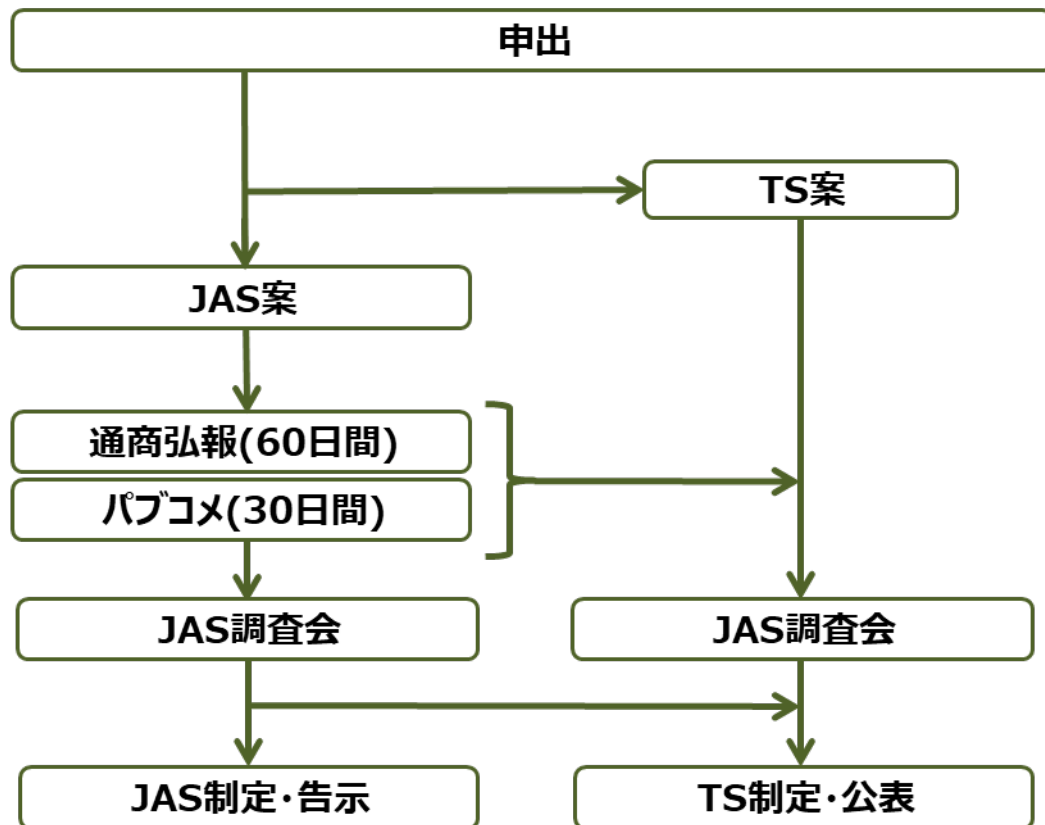


図2 TS発行までの一般的な流れ

※ 国の委託事業によりJAS原案の作成を行う場合にあっても、本マニュアルの規定の例によることとします。

【付録】 申出関連書類の様式

(様式第 1 号)

事前調査表

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室 宛

提出年月日

提 出 者

1. 申出者等情報

企業・団体名称		
連絡先	所属 (部署・役職名)	
	(ふりがな)	
	担当者氏名	
	住 所	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	

2. JAS 原案の番号及び名称

JAS 原案の番号	制定の場合は空欄。改正の場合は、現行の規格番号を記入。
JAS 原案の名称	

3. 制定・改正の内容に関する事項

制定・改正の別	☐ 制定 ☐ 改正 ←該当する方に■印をつけて下さい。
JAS 法第 2 条第 2 項に基づく基準の別	☐ 農林物資の品位、成分、性能その他の品質、生産行程、流通行程 ☐ 農林物資の取扱い等の方法 ☐ 農林物資に関する試験等の方法 ☐ その他 ()
対象とする農林物資	
制定・改正の概要 ※【制定・改正でポイントとなる規定内容（要求事項、推奨事項等）】と【その規定内容に至った背景】を記載して下さい。関連する資料があれば、あわせてご提出ください (試験等の方法の規格制定の場合、対象とする特性及び特性値の範囲についても記載して下さい。)	

制定・改正の目的・必要性及び期待される効果	【目的・必要性】	
	【期待される効果】	
制定・改正に伴い、既存のJASを廃止する場合	規格番号	
	規格名称	

4. 当該商品・技術を巡る状況

類似商品・技術の状況	
関連業界・団体	
コンセンサス・ 支持者の状況	
国際動向	
その他（想定される担当 課室名及びその意見）	

5. J A S 原案の著作権に関する事項

☐	J A S 原案は原案作成段階で創作する予定。
☐	J A S 原案は既存 J A S を基礎とする予定。 規格番号及び名称：
☐	J A S 原案は国際規格（I S O 等）を基礎とする予定。 国際規格番号及び名称：
☐	J A S 原案は海外規格その他他者の著作物を基礎とする予定。 海外規格番号等及び名称：

↓

海外規格等を基礎とする場合その著作権の使用に関して	☐ 調整済み	☐ ロイヤリティ要
		☐ ロイヤリティ不要
	☐ 今後調整	

6. 国際提案の予定

国際提案の予定の有無	☐ 有（予定時期： 年 月／提案先： ）
	☐ 無

7. その他

既存 J A S との関連			
関連する強制法規・公共調達基準等	法規名（法律・政令・省令名）		
	規格案	☐ 引用されている。	☐ 引用される予定。
特許権等知的財産権の有無	☐ 有	特許権等の名称：	
		設定登録日：	
	☐ 無		

(様式第2号)

日本農林規格の制定等の申出書

年 月 日

主務大臣 宛

住 所
申出人の氏名又は名称
及び団体にあつてはそ
の代表者の氏名

日本農林規格等に関する法律第4条第1項の規定に基づき〔第5条において準用する第4条第1項の規定に基づき〕、下記によって、申出をします。

記

1. 申出人の従事している事業の種類とその内容
2. 制定、確認、改正又は廃止しようとする農林物資の種類、農林物資の取扱い等の方法又は農林物資に関する試験等の方法の区分及び制定、確認、改正又は廃止の別
3. 制定、確認、改正又は廃止の理由

注意事項

1. この申出書の宛名は、農林水産大臣を主務大臣とする規格にあつては農林水産大臣宛て、財務大臣及び農林水産大臣を主務大臣とする規格（有機加工食品）にあつては財務大臣及び農林水産大臣宛てとしてください。
2. 日本農林規格の制定、確認、改正又は廃止を申し出る場合、必ず日本農林規格等に関する法律施行規則第5条に掲げる文書を添付してください。
3. 日本農林規格の制定、確認又は改正を申し出る場合、必要に応じて申出人の従事している事業の種類とその内容のわかる資料を添付してください。
4. 日本農林規格の制定又は改正を申し出る場合、必要に応じて「日本農林規格の制定・改正等に関する特許権等の扱いに係る声明書」（様式第3号）を提出してください。
5. 日本農林規格の制定又は改正を申し出る場合、必ず「日本農林規格の制定・改正原案及び同規格に係る著作権の扱いに関する確認書」（様式第4号）を提出してください。
6. 日本農林規格の制定、確認又は改正を申し出る場合、必ず「プロジェクトチームメンバーに関する個人情報の保護について（報告）」（様式第5号）を提出してください。
7. 用紙の大きさは、A4 とします。

(様式第3号)

○年○月○日

○○○(株)

特許権等の管理の責任を有する
者名

日本農林規格における特許権等の取扱いに関する声明書

下記1. の日本農林規格の制定・改正案に関しては、当社が所有又は管理する特許権等（特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権等）が存在します。当社は、これら、下記1. の日本農林規格を使用する上で実施される特許権等のすべてについて、下記2. の□中レ印を記した扱いとし、下記3. 及び5. の措置を行うことを表明いたします。

記

1. 該当する日本農林規格

制定・改正の別	規格番号	規格名称

2. 特許権等の扱い

- ☐ (1)当社は、上記1. の日本農林規格の使用に当たって、関連する当社の特許権等に関し、いかなる者に対しても、非差別的かつ無償で通常実施権等を許諾等するものであることを表明する。ただし、当該日本農林規格に関連する他の特許権等の権利者であって、(1)又は(2)の条件で自らの特許権等の通常実施権等を許諾等しない者に対しては、この限りでない。
- なお、当該日本農林規格に関連する他の特許権等の権利者が、(2)の条件（無償の場合を除く）で特許権等の通常実施権等を許諾等する場合、その者に対しては(2)の条件で通常実施権等を許諾等する。
- ☐ (2)当社は、上記1. の日本農林規格の使用に当たって、関連する当社の特許権等に関し、いかなる者に対しても、非差別的かつ合理的な条件で通常実施権等を許諾等するものであることを表明する。ただし、当該日本農林規格に関連する他の特許権等の権利者であって、(1)又は(2)の条件で自らの特許権等の通常実施権等を許諾等しない者に対しては、この限りでない。

3. 声明書の変更

当社は、2. で選択した通常実施権等の許諾条件の変更については、実施許諾を受ける者にとって有利な許諾条件への変更（(2)を選択していた場合に(1)に変更する）の場合にのみ行い、変更を行う場合には農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室に変更後の声明書を提出する。

4. 該当する特許権等（本項の記載は任意）

特許権等の種類	特許番号/公開番号	名称/権利者	許諾条件

5. 特許権等を移転する場合の取扱い

当社は、該当する特許権等を移転する場合は、以下の措置を行う。

- (1) 該当する特許権等の承継人に対して、2. の口中レ印を記した扱いを行うことを表明していたことを通知する。
- (2) 該当する特許権等の承継人に対して、2. の口中レ印を記した扱いを行うことを承諾させるよう最善の努力を行う。
- (3) 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室に対して、該当する特許権等の移転について連絡する。

(本件に関する連絡先) ○○○(株) ○○○部○○○課 ○○○○

住所：

電話：

(様式第4号の1：国際規格（ISO/IEC等）を基礎としない場合）

年 月 日

主務大臣^{注1} 宛

著作権者となる利害関係人
及び／又は日本農林規格原案作成
を行った第三者若しくはその代表者

日本農林規格に係る著作権の取扱いに関する確認書

〇〇〇〇^{注2}（以下、「本著作権者」という。）は、日本農林規格等に関する法律第4条に基づく、又は、同法第5条において準用する第4条の規定に基づく、〇〇〇〇の日本農林規格（JAS 〇〇〇〇）^{注3}（以下、「JAS」という。）の制定又は改正に係る申出に際し、当該JAS原案がJASとして制定又は改正に至った場合の著作権の取り扱い等について、下記のとおり確認します。

記

1. 本著作権者は、申出のあったJAS原案がJASとして制定又は改正された場合、当該JAS原案／同JAS案（主務大臣が、本申出について検討を加え、その申出に係るJASを制定すべきものと認めるときに作成するJAS案を指す。）／同JASに係る著作権を翻案権等全て含め国（主務大臣）に譲渡する。
2. 本申出に係るJAS原案は次の著作物を基礎としており、本著作権者は、当該著作物の利用等に関する許諾又は著作権の譲渡を原著権者から受けている。

著作権者	制定年月日	種類、番号、名称等	当該著作物の利用等に関する許諾又は当該著作権の譲渡に関する説明

（本件に関する連絡先及び担当者氏名：〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 電話番号、ファックス、e-mail等）

- 注1 この確認書の宛名は、農林水産大臣を主務大臣とする規格にあっては農林水産大臣宛て、財務大臣及び農林水産大臣を主務大臣とする規格（有機加工食品）にあっては財務大臣及び農林水産大臣宛てとしてください。
- 注2 著作権者の名称（著作権者が複数の場合にあっては全ての著作権者の名称）を記載してください。
- 注3 規格の名称を記載してください。また、規格に番号（JAS 〇〇〇〇）が付されている場合は、併せて記載してください。

(様式第4号の2：国際規格（ISO/IEC等）を基礎とする場合）

年 月 日

主務大臣^{注1} 宛

著作権者となる利害関係人
及び／又は日本農林規格原案作成
を行った第三者若しくはその代表者

日本農林規格に係る著作権の取扱いに関する確認書

〇〇〇〇^{注2}（以下、「本著作権者」という。）は、日本農林規格等に関する法律第4条に基づく、又は、同法第5条において準用する第4条の規定に基づく、〇〇〇〇の日本農林規格（JAS 〇〇〇〇）^{注3}（以下、「JAS」という。）の制定又は改正に係る申出に際し、当該JAS原案がJASとして制定又は改正に至った場合の著作権の取り扱い等について、下記のとおり確認します。

記

1. 申出のあったJAS原案がJASとして制定又は改正された場合、当該JAS原案／同JAS案（主務大臣が、本申出について検討を加え、その申出に係るJASを制定すべきものと認めるときに作成するJAS案を指す。以下同じ。）／同JASに係る著作権は、本著作権者が保有する。
2. 本著作権者は、以下の（1）から（8）までの全てに同意する。なお、国は、下記に掲げるほか、JASの普及及び他の法令へのJASの使用に必要なかつ適切な範囲において、JAS原案／同JAS案／同JASにかかる本著作権者の著作権を制限することができるものとする。
 - （1） 本著作権者は、日本農林規格調査会（以下、「JAS調査会」という。）における調査審議（調査審議に当たって必要となる広く一般の意見を求める手続を含む。以下同じ。）、世界貿易機関／貿易の技術的障害に関する協定（WTO／TBT協定）に基づく事前意図公告（通商弘報）、官報公示及び電子閲覧に伴うJAS案／同JASの公表及び公衆送信を認める。
 - （2） 本著作権者は、主務大臣による検討又はJAS調査会における調査審議の結果、主務大臣又はJAS調査会がJAS原案／JAS案に対して修正・追加などの翻案（創造的なものを含む。）を行うことを認める。
 - （3） 本著作権者は、申出のあったJAS原案がJASとして制定又は改正された場合、当該JASの普及に当たっては、適当な第三者と契約等を行う等により、合理的な理由のない限り無差別に、かつ、適正な対価にて、当該JASを出版又は公衆送信する。
 - （4） 本著作権者は、申出のあったJAS原案がJASとして制定又は改正された後において、国（主務大臣）が当該JASの改正案を作成すること及び当該改正案に当該JASの全部若しくは一部を使用すること、又は、第三者が当該JASの改正の申出を行うこと及び当該改正原案

に当該 J A S の全部若しくは一部を使用することを認める。

また、当該改正案／改正原案が改正に至るまでに、当該 J A S の改正により新たに発生する権利（二次著作権）を取得する国（主務大臣）又は第三者との間で著作権の必要な調整を行う。なお、本著作権者は、申出のあった J A S 原案が他の J A S の全部又は一部を使用している場合、改正の申出に先立って、他の J A S の著作権者と必要な調整を行う。

- (5) 本著作権者は、申出のあった J A S 原案が J A S として制定又は改正された後において、国（主務大臣）又は第三者が行う、当該 J A S の全部又は一部を利用した国際提案を認める。

なお、J A S の国際提案（I S O / I E C の T C / S C への国際規格制定等のための新作業項目提案等）については、本著作権者が、国内審議委員会等におけるコンセンサスの形成を確保しつつ、自ら実施することが原則である。

- (6) 本著作権者は、当該 J A S が法規類又はこれらに基づく技術基準、若しくは、調達基準その他これらに類するものに使用されることを認める。さらには、適正な普及のため特に必要とされる場合、当該 J A S が技術内容を解説する図書に使用されることを認める。

- (7) 本著作権者は、当該 J A S が適正に普及活用されるよう、その利用者が当該 J A S の技術的内容の一部を当該利用者の社内規格等の一部として使用することを認める。^{注4}

- (8) 本著作権者は、申出のあった J A S 原案が J A S として制定又は改正された後において、市場動向等を踏まえつつ、当該 J A S が最適な技術的な内容を維持するよう、当該 J A S の改正の申出を行う等適正な維持管理を行う。

3. 本申出に係る J A S 原案は次の著作物を基礎としており、本著作権者は、当該著作物の利用等に関する許諾又は著作権の譲渡を原著作権者から受けている。

著作権者	制定年月日	種類、番号、名称等	当該著作物の利用等に関する許諾又は当該著作権の譲渡に関する説明

（本件に関する連絡先及び担当者氏名：〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 電話番号、ファックス、e-mail 等）

注1 この確認書の宛名は、農林水産大臣を主務大臣とする規格にあっては農林水産大臣宛て、財務大臣及び農林水産大臣を主務大臣とする規格（有機加工食品）にあっては財務大臣及び農林水産大臣宛てとしてください。

注2 著作権者の名称（著作権者が複数の場合にあっては全ての著作権者の名称）を記載してください。

注3 規格の名称を記載してください。また、規格に番号（J A S 〇〇〇〇）が付されている場合は、併せて記載してください。

注4 ここでいう J A S の使用とは、当該 J A S の技術内容の社内規格等への適正な反映を図るための措置であり、単に J A S を社内規格に置き換えることを意図しているものではありません。その場合は、J A S の複製に当たる可能性があるため、本著作権者の許諾の必要性について注意が必要となります。

(様式第 5 号)

○年○月○日
(申出人(報告人)の氏名又は名称
及び団体にあつては
その代表者の氏名)

プロジェクトチームメンバーの個人情報の保護について(報告)

個人情報の保護の観点から、すべてのメンバーに対して、この名簿が日本農林規格調査会で配布され、その後、農林水産省ホームページで公表されることの同意について確認しましたので、下記のとおり報告します。

なお、確認した記録(議事録等)はプロジェクトチームで保管しております。

記

制定しようとする日本農林規格の名称又は改正しようとする日本農林規格の番号及び名称

すべてのプロジェクトチームメンバーに対して確認したところ、その結果は以下のレ印又は■印を記したとおりです。

- ☐ (1) 同意が得られた。
- ☐ (2) 同意が得られなかった。

(理由：

)

なお、上記(2)の場合は、プロジェクトチームメンバーの名簿を第三者に対して公表しないようお願いします。